

日本の國際法の受容

大平善梧

- 一 日本の開港と國際法
- 二 日本における國際法研究の端初
- 三 明治維新と國際法

一 日本の開港と國際法^(註一)

日本が、傳統的な鎖國主義を拋棄して、歐米諸國に對して港津を開放し、國際社会の一員に初めて組み入れられるにいたつたのは、米國海軍代將ペリー *Commodore Matthew Calbraith Perry* (1794—1858) の遠征の結果とされる。本年(一九五三年)は、實にペリー浦賀來航の百年祭に當つており、わが國において盛大な記念行事が行われた。一八五三年(嘉永六年)七月(舊曆六月)、ペリー提督は、軍艦四隻をひきいて、那覇 *Naha* を出港して浦賀に入り、わが開國を要求した。ペリー提督の持参した米國大統領フイリモア *Millard Fillmore* の日本國王にあてた

書翰 *Public letter of Millard Fillmore, President of the United States of America, to His Imperial*

日本の國際法の受容

Majesty, the Emperor of Japan. は七月十四日(木曜日)に、浦賀の海岸において、徳川將軍の代理者としての戸田伊豆守 Toda-Idzu-no-Kami 井戸石見守 Ito-Iwami-no-Kami に手交された。一八五二年十一月十三日附けのフイリモアの書翰の中に、「余が強力なる艦隊をもつてペリー提督を派遣し、陛下の有名なる江戸市を訪問せしめたる唯一の目的は次ぎの如し。即ち、友交、通商、石炭と食糧との供給及びわが難破民の保護これなり。」*“These are the only objects for which I have sent Commodore Perry, with a powerful squadron, to pay a visit to your Imperial Majesty's renowned city of Yedo: friendship, commerce, a supply of coal and provisions, and protection for our shipwrecked people”*と、ペリー遠征の目的を明らかにしている。江戸幕府が、浦賀において、米國の國書を受けとつたことは、異例であつたばかりでなく、さらにその古き法律を修正して、翌年(安政六年)三月三十一日に、神奈川に於いて「日本國米利堅合衆國和親條約」*Treaty of Peace and Amity between the Empire of Japan and the United States of America* を締結するところを余儀なくされた。この神奈川條約は、日本開國の先聲であり、十二カ條という極めて簡単な條約文であつたが、日米兩國間の一世紀に續いた友好な國交の基礎を作つたものである。右の條約第一條は、左の如く、理想と希望とを告げる大文字であつた。

日本と合衆國とは其人民永世不朽の和親を取結び場所人柄の差別無之事。There shall be a perfect, permanent and universal peace, and a sincere and cordial amity between the Empire of Japan on the one part, and the United States of America on the other part, and between their people respectively, without exception of persons or places.

この神奈川條約は、續いて日本と英露との間の條約を生む機縁を造り、一八五四年(安政六年)十月十四日長崎に

おいて、「日本國大不列顛國約定」(スタリング條約) Convention between Japan and Britain (Sterling's Convention) が調印され、一八五五年(安政二年)二月七日下田において、「日本國魯西亞國通好條約」プーチアチン條約) Treaty between Japan and Russia. (Poutiatine's Treaty) が取極められた。プーチアチン條約は、米英の條約文とほぼ同一系統に屬するが、面白いことには、その第二條において、千島列島について兩國の國境を定め、エトロフ島 Etorofep は日本に屬し、エトロフ島より北の千島諸島はロシアに屬するものとなし、さらにカラント島 (Saghalien) は兩國の共有、國際法的な用語で言えば、condominium として、界を分けなかつた。千島列島は、一八七五年五月七日の日露條約 (Traité de décharge de l'île de Sakhaline et du groupe des îles Kouriles entre le Japon et la Russie. によつて、樺太の權利を露國に譲り渡すことの交換として、シムムシエ島 (Choumcheu) 以南の全島が日本に確保されるにいたつた。この千島に關する史實は、一九五一年の「日本との平和條約」Peace Treaty with Japan の領土條項を解釋して、千島の範圍を決定する場合に極めて重大であるから、こゝに言及しておく。

ペリーの來航は、神奈川條約を締結するに成功したが、日本はこれによつて、三港(箱館・下田・長崎)を開港したけれども、立寄港として認めたに過ぎず、船舶用の燃料・水・食糧を入手せしめるけれども、廣く通商を許したものではなく、さらに商人の來住などは問題にすらなつていなかつた。外國貿易に對して日本を開放したものは、次の登場人物たるタウンゼンド・ハリス Townsend Harris (1804—78) であつた。

一八五五年八月四日、米國政府は、ハリスを駐日總領事兼外交代表に任じ、日本との通商條約を交渉締結すべき全權を彼に附與した。翌年(安政三年)八月、サン・ジャシント號 the San Jacinto に乗つて、ハリスは、日本の下田に到り、九月四日に玉泉寺 (Gyokusenji) に最初の米國の領事旗が掲げられた。

ハリスは、外交使節は、國際法上において相手國の首都を訪問しことに駐劄することができると強硬に主張し、一八五七年（安政四年）十一月末に江戸に入り、十二月六日（舊曆十月七日）將軍と接見を許され、幕府の當局に對し世界の大勢を説いて通商條約の締結の必要を力説した。ペリーの方法は、海軍力を背景として採られた毅然たる態度であつたが、ハリスの武器は、國際社會の必要と常例を説く忍耐強い雄辯であつた。一八五七年十二月十二日に堀田備中守 Hotta Biichu-no-Kamiの邸におけるハリスの演説は、蒸氣船の發明から説き起して、國際通商の盛んとなつてきた事實を陳べ、日本も鎖國政策 Exclusion Policy をこのまゝ堅持することは不可能であると斷定した。米國の希望することはたゞ三つである。一は、外國公使の江戸に駐劄する權利であり、二は、官憲からの干渉のない自由貿易の許可であり、三は、開港場の數を増加することであつた。1st, the reception of foreign ministers to reside at Yedo, 2nd, the freedom of trade with the Japanese without the interference of Government officers ; and 3rd, the opening of additional harbors.

ハリスは、公使の江戸駐劄と互市通商を要請するに當り、しばしば國際公法により under the laws of nations 彼の主張を根據づけることを試みた。日本人にとつては、國際法という言葉は初耳である。ハリスは、國際法に據り、使館の不可侵 Franchise de l'hotel を主張して、日本側の監視的な警察隊の撤去を求め、使節の治外法權 extra-territoriality を固守して、街の自由な遊歩を勵行し、また地方民をして使節用の物品を購入することを拒否せしめることは、條約の違反であると抗議した。^(註二)同時にハリスは、アロウ號 the Arrow 事件によつて捲き起された中國の情勢を利用して、日本當局に心理的な壓力を加えることを忘れなかつた。長崎の和蘭領事クルチウス H. Donker Curtius は、英清の葛藤を幕府當局に傳えて、日蘭間に早く日本にとつて有利な通商條約を締結しておく方が賢明であると力説し、一八五七年（安政四年）十月十六日に長崎において、「日本和蘭兩國全權追加條約」

Additionele Artikelen, overeengekomen tusschen de Nederlandsche en Japansche Gevolmagtigten が調印された。^(註三)これは日本が外國と締結した最初の通商條約であつたが、日本は和蘭とは長く長崎港から貿易を續けてきたもので、未だ一般的な開國政策へ轉換を表示してゐるものではなかつた。それ故にハリスが日本に國際社會の通義を守つて、開國を計るべきことを主張したことは、古い制度を墨守する日本側の世界觀を震撼せしめてやまなかつた。

外交交渉において、先方の全權委員は、必ず國際法によつてという言葉を振り廻した。當時の外交折衝には、和蘭語及び中國語、とりわけ和蘭語が、媒介語として使用された。英語が和蘭語に翻譯され、さらにそれが日本語に重譯された。日本はその逆のコースによつて、英語に重譯された。しかもその翻譯は甚だ拙劣であり、日本側の通辭の語学力は一世紀以上も前の古臭いもので、新らしい國際知識は全然缺けていた。先方の委員が、國際法という言葉を頻繁に使用したが、幕府方では國際法の體系は勿論、その個別規定まで、さつぱり判らず、たゞこれを、「萬國普通之法」「萬國普通之常例」「萬國普通之公法」又は、「歐羅巴之法」「歐羅巴通國之法」と和訳し、これを文字通りに鵜呑にするにすぎなかつた。日本人は、傳統的な教養、とりわけ古典的漢学の素養によつて、國際法を、「天地之道」又は「宇内之公道」と直感的に了解し、そこに儒教 Confucianism の「天道」が常に連想されていた。日本人の思想は、長く佛教と儒教によつて培われてきたもので、ことに幕府の役人の考え方は、全く儒教、なかんずくその一派たる朱子学 School of Chu-tsu (1130—1200) に影響されてゐる。朱子学は道学または宋学とも呼ばれ、周敦頤 Chou Tun-I (1017—73) によつて創設され、張橫渠 Chang Heng-Chü (1020—1077) 及び二程子(程明道 Cheng Ming-Tao, 1032—1085, 程伊川 Ch'eng I-Chuan, 1033—1107) により發展させられ、朱子によつて大成された中國哲学の一體系であつて道理と秩序を尊重する東洋の自然法学派であつた。朱子学は、徳川家康 Tokugawa Ieyasu (1542—1616) によつて、幕府の御用学として公認され、その学派の学者は幕政の顧問として採用された。外

國側の交渉委員は、自分が振りまわした國際法という言葉が、日本人側に如何に受けとられるかについては、充分な關心を持つた記録は残っていない。ハリスは、質問されて國際法の説明に非常な忍耐強さを示し、外交官の特權に關して長い不愉快な論議を續けた。^(註四)ハリスの交渉の賢明さは、日本側に時間を與えたところにあつた。そして、この間に於いて、日本側は、傳統的な鎖國政策を是正して、開港政策に轉換すべき心の準備を與えられ、さらに反對論に對抗する有力な武器、すなわち國際法を國內關係に利用することを学びとつた。開國が、宇内之公道であるならば、儒教の信奉者にとつては、これを拒否する根據が消散するにいたるわけである。

ハリスと應接した日本の外交の先覺たる堀田備中守正睦 Hotta Biechu-no-Kami Masayoshi (1810—64) はハリスの江戸訪問の前に、すでに下田よりの通信などにより國際法の觀念に接しており、一八五五年(安政二年)春自から筆を執つて、強硬な俗僚などの抗議に答え、互市通商は萬國普通の規則であると、開港の口實を國際法に求め、鎖國政策の修正のやむをえないことを主張した。さらに堀田正睦は、ハリスの出府の願に關しては、頑愚な反對論に耳を貸さず、毅然として多數の意見を排除し、將軍家定 *Iesada* に懇請して、ハリスの國書の奉呈、江戸參上ならびに登城拜禮の許しを受け、ハリスを江戸に謁見すべきむねを聲明した。この一八五四年(安政元年)八月二十八日の布告は、寛永鎖國令(寛永十二年と十六年の法令 1635, 1639)以前の先例を採用したばかりでなく、萬國普通の常例を根據としていた。日本の開港外交論の巨頭、井伊掃部頭直弼 *Ii Kanon-no-Kami Naosuke* (1815—69) は、中川祿郎などの意見を入れて、日米間の修好通商 *Amity and Commerce* を主張する建白書を一九五三年(嘉永六年)に提出したが、有無相通するは天地の道なりと斷定している。徳川幕府の當局は、外國との外交折衝を促進する必要から、さらにその開國政策を進捗する用意から、進んで國際法の研究に努力を始めるにいたつた。儒教信奉者たる彼等は、國際法の自然的性格に東洋的解釋を施し、國際法をもつて開港問題の萬能藥 *panacea* と考えたのである。

(註一) この問題に關する筆者の邦文の論文は下記の如くである。

「國際法學の繼受」『拓大論集』第七卷第一號(一九三六年)。

「國際法學の移入と性法論」『一橋論叢』第二卷第四號(一九三八年)。

「三つの開國」『現代法學の諸問題』(一九五二年)。

(註二) The Complete Journal of Townsend Harris, First American Consul General and Minister to Japan, published for Japan Society, New York, 1930, pp. 297, 457.

(註三) 大熊眞『幕末期東亞外交史』一九四四年七四頁。

大塚武松『幕末外交史の研究』一九五二年一七一—二〇頁。

(註四) The Complete Journal of Townsend Harris, op. cit., pp. 487, 491.

二 日本における國際法研究の端初

國際法を、正式にヨーロッパの學校において、學習したのは、西周助(後の周) Nishi Shusuke (later Arane) 1826—94. 津田眞一郎(後の眞道) Tsuda Shinichiro (later Masamichi) (1829—1903) 榎本釜次郎(後の武揚) Enomoto Kanajiro (later Takeaki) (1836—1908) などのわが最初の和蘭留學生の一行である。幕府は、一八六二年(文久二年)、和蘭に軍艦を註文し、同時に留學生を派遣した。一行は内田恒次郎(正雄) Uchida Tsunejiro (later Masao) を首領とする十五名であつた。彼等は一八六二年六月に日本を出發し、希望峰を廻遊し、翌年四月ロッテルダム Rotterdam に上陸し、それぞれ専門の學問技術を修得し、歸國後各方面において日本の文化の發達に貢献した。

7

この一行の中の、西周助、津田眞一郎の兩名は、和蘭のライデン Leyden 大學教授のエス・フィツセリングの日本の國際法の受容

Vissering 博士について、特別の個人教授を受け、法理学 Jurisprudence 國際法 Law of Nations 國法学 Staatsrecht などを学び、一八六五年（慶應元年）眞先きに歸朝し、幕府において、西は國際法、津田は國法を講義した。後にその講義がまとめられて、各々出版された。これが有名な西の『萬國公法』と津田の『泰西國法論』である。西の『萬國公法』は、四卷の木版本で、一八六八年（慶應四年）末に出版された。

榎本釜次郎の方は、一行の副首領として、海軍關係の研究をなし、その間に、和蘭のフレデリック Frederick と言ふ一教授から、佛のオルトラン Jean Felicité Théodore Ortolan (1808—74) の『海上國際法』 Règles internationales et Diplomatie de la Mer を学んだ。榎本は、ドルトレヒト Dordrecht の造船所で建造された軍艦「開陽丸」に乗つて、一八六七年に歸國したが、直ちに幕府海軍副總裁となり、その海上國際法の知識を所々に活用した。彼は、箱館へ逃亡の際に、列國公使に通告し、更に交戰團體の承認 ^(註五) recognition of belligerency を求める提案をなし、その要件を充すために北海道の最初の開拓を企てた。榎本は後に海軍中將となり、一八七四年全權公使としてペテルスブルグ Petersburg に駐劄し、『樺太千島交換條約』 Treaty of Exchange of Saghalien and Kurile Islands の調印者となつた。なおこのオルトランの海上國際法は、一八八八年（明治二十一年）に到り、わが海軍の手によつてその第三編の戰爭狀態 livre troisième, état de guerre の個所が完譯されて出版されている。一八六五年（慶應元年）に、横須賀製鐵所の設立の目的をもつて、外國奉行柴田日向守 Shibata Hyuga-no-Kami を特命理事官として英佛兩國に派遣したとき、隨員の福地源一郎（後の櫻痴） Fukuchi Genichiro (later Ochi) (1841—1906) は、國際法を研究するようにと内命を受けたけれども、佛語の不足その他の事情により、遂に成業するにいたらなかつた。福地はすでに一八六一年（文久元年）幕府が、竹内下野守 Takenouchi Shimoosa-no-Kami 松平石見守 Matsudaira Iwami-no-Kami 京極能登守 Kyogoku-Noto-no-Kami を使節として英・佛・露・蘭・プロシヤ・

葡の六國へ派遣し、開港の延期の談判をなさしめた折、福澤諭吉 Fukuzawa Yukiichi (1834—1901) と共に、その一行に参加していた。従つて福地は二度目の洋行をなしたわけで、外國事情の視察は相當に出來たことと推察される。この時に彼は特に新聞に興味をもつて歸朝し、後に東京日日新聞を主宰し、有名なライターになる素地をここに造つた。また福地は一八六九年(明治二年)に、獨人バロン・マルテンス Baron Charles de Martens (1790—1863) の『ギイド・ドイブロマテイク』 Guide diplomatique ou Précis des droits et des fonctions des agents diplomatiques et consulaires, 1832 をホドソン Hudson の英譯文から重譯し、『外國交際公法』と題して、上下二卷の和本にて出版したのも、この旅行の所産を見ることが出來よう。このカール・デ・マルテンスの『ギイド・ドイブロマテイク』は、中國においては、一八六七年(光緒二年)に『星軌指掌』 Hsing yao chih chang と題して、後述する丁韞良 William A. P. Martin によつて漢譯されて、出版を見ている。更に、中國を通じて、國際法学がわが國に輸入され、國際法に關する漢譯書の興えた影響は多大である。日本の開國、ことに一八五八年のハリス條約の調印は、阿片戦争及びアロー號事件における中國の敗北が、重大な衝動を及ぼしている。そして阿片戦争以後中國の西洋研究は盛んとなり、外國人の來華するものも多くなり、西洋に關する著書も澤山に出た。これらの漢書が直ちに日本に輸出された。一八六四年(同治三年)に、在華米宣教師の丁韞良 William A. P. Martin (1827—1916) は、米國のウイートン Henry Wheaton (1785—1848) の Elements of International Law を漢譯して、『萬國公法』 Wan kuo kung fa と題して北京から出版した。マーチンは、長老派教会 Presbyterian Church の牧師であつて、一八五〇年(道光三十年)に寧波 Ningpo に來着し、六三年に北京のキリスト教界を指導しえたりばかりでなく、土語を良くし、まず聖書の漢譯を試み、ギリシアのロゴス Logos 思想の濃シヨハネ傳 the Gospel of St. John. の漢譯を公版した。(註六)ヨハネ傳第一章第一節 In the beginning was the Word, and the Word was with

God, and the Word was Good の句は、「太初有道、道與上帝同在、道就是上帝」と漢譯された。彼は、一八五四年（咸豐四年）Evidences of Christianity を著し、これをポルドン Burdon が翻譯した『天道溯原』三卷は、^(註七)全く中國の天道論からキリスト教を證して、東洋人の思想に合致するように福音を説明しているもので、中國人から愛誦されたばかりでなく、一八八六年（明治十九年）五月日本の啓蒙的碩学中村正直 Nakamura Masamno (1832—91) の手によつて重譯され、横濱から刊行され、日本人にも有益な効果を及ぼしている。マーチンは、北京大学（同文館）の学長となり、外務省（總理衙門）の官吏養成に盡力し、ウイートンの外に、ウールジイ Theodore Dwight Woolsey (1801—89) 及びブルンチュリイ Johann Kaspar Bluntschli (1808—81) の著書の漢譯を行つた。ウールジイの Introduction to the study of International Law は一八六〇年にニューヨークにおいて出版されているが、一八七七年（光緒三年）に『公法便覽』Kung fa pien lan と題して漢譯發行された。ブルンチュリイの Das moderne Völkerrecht は、一八六八年に出版されているが、マーチンはラルデイ M. C. Lardy の佛譯から重譯し、一八八〇年（光緒六年）に北京から『公法会通』Kung fa hui tung と題して發行している。共に單に公法と稱していることに注目せねばならない。後者は、日本に移入され、一八八一年（明治十四年）十月には岸田吟香 Kishida Ginko ^(註八)によつて日本語に翻譯發行されている。

マーチンが、國際法を、萬國公法さらに單に公法と稱し、西洋の自然法と東洋の天道思想ないし性理思想を結びつけて、西洋の思想と制度を東洋に自然に移入しようと努力した賢明さは、高く評價されねばならない。マーチンは、多年中國に滯留し、東洋の事情ならびにその考え方を理解していたので、キリスト教の普及に天道思想を利用したばかりでなく、國際法の説明にもこれを活用したものと見える。マーチンは、便宜のために天道思想を借用したのではなく、心からの自然法主義者となつていたと思われる。マーチンの翻譯と原本とを對照して見ると、原著以上に自然

法思想が顯著に現出している。マーチンは、國際法の法源は、自然法であると述べ、自然法と國際法の一致を説いている。マーチンは巧みに翻譯の操作を施して、自然法の色彩の強い國際法論を東洋に紹介したものと言わねばならぬ。

マーチンの翻譯したウィートンの國際法は、翌年（慶應元年）日本に輸入され、東京の開成所から複製された。當時の日本の知識階級の大部分は漢学者であつて、原書で直接に外國の知識をうるものは殆んど數えるほどしかなかつた。マーチンの漢譯の國際法のテキストは、當時の識者が競つてこれを読み、日本の開國政策の樹立に非常な貢獻をなした。この書は、その後所々にて種々の版本が複製され、さらに和譯本も出て經典の如き權威あるものとして日本人に廣く讀まれたのである。一八六八年（慶應四年）に堤毅士志 Tsutsumi Koshiji によつて、この書は重譯されている。堤の譯本は、文章が平易ではあるが、第二卷第二章十三節までで終つてゐる。また同年五月瓜生三寅 Bin Mitsutora はウィートンのローレンス版 (Wheaton's International Law, edited by W. B. Lawrence) によつて、直接に和譯して出版していることも忘れてはならない。

ウールジイの國際法は、日本において、箕作麟祥 Mitsukuri Rinsho (1846—97) によつて、一八七三年（明治六年）三月、『國際法一名萬國公法』と題して出版された。箕作は Law of Nations の日本語の定譯「國際法」を考案した学者として長く記憶されるであらう。

ケント James Kent (1763—1847) の國際法 (Kent's Commentary on International Law) は、一八七四年（明治七年）臺灣征伐の際、清國政府との交渉の便のために、蕃地事務局の大音龍太郎などが共同して翻譯した。ハック Henry Wager Halleck (1815—72) は米海軍の將軍 Major-General としてその Elements of International Law が秋吉省吾 Akiyoshi Shogo によつて、一八七四年（明治七年）に翻譯され、一八七八年に東京にて發行さ

れている。ヘフタア August Wilhelm Heffter (1796—1880) は獨逸ベルリン大学の教授にて、その著『歐洲國際法』Das europäische Völkerrecht der Gegenwart auf den bisherigen Grundlagenを、荒川邦藏 Arakawa Kunizo と木下周一 Kinoshita Shuichi とが共譯し、一八七七年(明治十年)司法省から出版されている。本書はゲフケン F. Heinrich Geffcken の佛譯もあるが、獨文から直接翻譯したものと推定される。

第十九世紀初頭の國際法学者は、多く自然法主義者か、或いはこの系統に近い折衷主義者であつた。日本に翻譯紹介された國際法学は、ウィートン、オルトラン、ウールジイ、ハレツク、ブルンチュリイなど折衷的見地に立つていながらすべて自然法を肯定するもので、ことにフィツセリングの立場は、純粹に自然法的なものである。ウィートンもマーチンの翻譯によつて、自然法的な傾向を甚しく増加している。ケント、ヘフタア、マルテンスは國家間の合意 Conventions を重視する實定法派 Positivists に屬しているように見えるけれども、その主張は極端ではなく、性法論を否定する影響は與えていない。日本人の國際法の研究は、自然法的な傾向を持つた歐米諸學說への接近から始まつたのである。

(註五) 尾佐竹猛『國際法より觀たる幕末外交物語』一九三〇年三頁、三七八—三五二頁。

(註六) K. S. Latourette, A History of Christian Missions in China, New York, 1929, p. 430.

(註七) Latourette, op. cit., p. 433.

(註八) W. Martin, A Cycle of Cathay, 1896, pp. 234, 235.

————, The Awakening of China, 1907, pp. 288 et seq.

————, The Lore of Cathay, 1901, p. 427.

三 明治維新と國際法

明治維新は、徳川將軍政治の没落であるとともに諸政の一新である。外國艦船の來航は、確かに徳川幕府の基盤を揺り動かした。幕府の財政の缺乏、武士階級の貧困、百姓農民の窮乏など一連の現象は封建的社會の内部的崩解を告げるものであつた。所々に勃發した百姓一揆や浪人の騷擾は、すでに古い制度の不適合さを端的に表示するにいたつていた。大阪及び堺を據點とする新興の金貸商人の勢力は、新しい時代の到來を示す黎明であつた。人々の心は、江戸幕府を倒して、京都の天皇の大權の下に、新しい政治の改革と經濟の再建が始まることを希望した。この維新と改革を促進した運動の旗幟は、「尊皇攘夷論」であつた。一八六七年（慶應三年）末に、將軍徳川慶喜 Tokugawa Yoshinobu (1837—1913) は、京都の天皇に大政を奉還した。明治新政府は、尊皇論の目的を達成したが、攘夷の政策に迷い込む程に愚鈍ではなかつた。天皇の復位を主張した薩長その他勤皇の黨派は、幕府打倒の戰術から、英國公使パークス Harry S. Parkes その他の外交團との連絡を密にしており、弱體な新政府は外國の信任を獲得することに寧ろ熱心であつた。薩長はすでに下關事件以來攘夷または排外行爲の不可能なことを痛感していた。さらに眼前の急務として新政府は、財政收入の必要から開國を希望し、貿易業者からの献金を取得する便宜も考慮せざるをえなかつた。攘夷論は討幕の戰術であつたが、新政の政略とはなりえなかつた。ここで戰術の轉換が行われ、諸政の一新を行ふとともに、徳川幕府がいや／＼ながらに採用した開港政策を寧ろ積極的に推進することになつた。この戰術の轉換のために使用されたのが「宇内の公法」の概念である。

明治政府が樹立された時は、丁度日本に萬國公法の思想が澎湃として普及していたことは、前節で述べた通りである。マーチンに翻譯されたウィートンの萬國公法は、全國の知識層によつて讀まれており、この萬國公法論は、儒教

の信奉者にとつては、その天道思想と結びつけることによつて、自己の思想として容易に採用することができた。朱子学者は「格物窮理」(大学)の方法によつて、事物の性理と秩序とを見いださうとしてきたが、寧ろ西洋の自然法思想の根據の上に立つ近代科学の方が、より正確な格物窮理であると考えにいたつた。^(註九) ここにおいて古い東洋的な天道思想は、新らしく歐米の文明と結び合うことによつて新政府の改革の原動力となつた。

近代の自然法思想は、合理的な存在としての人間の性質から引き出される行爲の法則である。自然法は事物の性理と秩序とを尊重するものであるから、寧ろ保守的に片寄る傾向がある。されど、自然法の理想的な面を取り出して、現實の制度を批判するときには、これは變化と進歩の道具となるであろう。自然法思想は、自然主義 *Naturalism* であるばかりでなく、觀念論 *Idealism* の要素を持つてゐる。個人主義的觀念論は、封建的絶對主義と對決するならば、自由放任を主張する啓蒙思想となる。徳川幕府の御用学として、三百年間にわたつて日本の思想的基盤をなしてきた朱子学は、西洋の自然法の洗禮を受けるや、保守主義から革新主義へと轉換する契機を提供したのである。幕府の當局が、ハリスから聞いた國際法という語は、寧ろ國際間の常例ないし慣行という意味が強かつたが、マーチンの漢譯本が輸入されるや、一舉にして、國際法即ち自然法であり、またそれは宇内の公法(天地の公道)であると思ひこむにいたつた。ここにおいて、國際法 *Law of Nations* の觀念は、對外的ならびに對内的な新政府の改新の武器となつたのである。

明治政府は、自己が日本を代表する唯一の合法的政府 *de jure Government* であると一八六八年(明治元年)一月に各國の公使に通告し、外交權を獨占していることを明らかにした。新政府は同年一月十五日に、開國を布告する宣言を發し、外國交際の儀は、宇内の公法をもつて取扱うべきことと立言した。これと同時に在日外國使節の朝見の計畫が進められ、一八六八年二月七日には松平慶永 *Matsudaira Yoshinaga* (Shungaku) (1828—90). を先頭とす

る六藩の藩主が連署して、外國の公使の參朝を許されんことを總裁有栖川宮に上書し、歐米諸國を中國と同一に取扱ひ、朝典を一定せられ、萬國普通の公法を以て、外國使臣の參朝を認めることに賛成した。この六藩の建言に基づいて、二月十五日に公使參朝の達しが發せられ、二月十七日にはさらに參見は萬國普通の次第であると布告し、同日の太政官代三職からの副書においても萬國普通の公法によるとして、公使接見を根據づけている。攘夷論を主張してきた勢力が政權を執るや、反對に逆に積極的に開國に轉換したのであるから、超愛國的な輿論の反對はなかくにおさまらず、これを制御するための當局の苦心は甚大であつて、萬國之公法がその鎮靜劑に使用されたわけである。二月三十日に佛、蘭の二國公使が、三月三日に英國の公使が京都の天皇に拜謁を終り、三月四日外國公使一行は退京した。こゝにわが國未曾有の新例たる外國公使の謁見は終つたのであるが、この謁見の際において外國公使は立禮であつたことも當時の日本にあつては特記に値いする。

パークス公使襲撃事件に鑑み、政府は一八六八年三月四日に萬國公法に従つて外國使節の安全を保護すべきことを宣言し、違反者は嚴罰に處すると警告した。同年一月十九日にも備前の兵士の英人を傷つけた事件の廟議に際して、その處分は萬國之公法に任すより外はないとの趣旨が主張されたことは、非常に興味深く感じられる。徳川慶喜の不忠行爲の責任を論ずるに當つても、萬國公法論が飛び出し、一八六八年二月松平慶永は慶喜の討伐の中止を懇請し、謹慎する前主權者の慶喜を問責することは公法に反するといふ議論が行われ、江戸城の明け渡しに際しても、公法を以て秩序ある入城を要求する要望が強く説かれた。

明治政府は、一八六八年三月十四日、江戸總攻撃の前夜にあつて、五ヶ條の綱領を宣言した。その第四に、舊來の陋習を破り、天地の公道に基づくべしとあり、開國と改革の國是はこゝに確立するにいたつた。この第四項の文言は、木戸孝允 Kido Takayoshi (1833—77) の起草にかゝるものであり、彼が瓜生三寅の翻譯したウィートンの國際

法論の影響を受けていたことが考證されている。^(註一〇)

一八六八年一月二十三日に會計事務總督から、三百萬兩の國債を募集する布告が發せられ、その國債は萬國普通之公法を以て、速かに返済されることを約束している。當時は國際法が流行で、何事にもこの語を用いなければ受け入れられなかつたことが解るのである。明治政府は、一八七二年七月に太陰曆を廢して、太陽曆を採用したが、これも萬國公法に従うものであると鳴り物入りで宣傳した。^(註一一)

世界において、日本の明治維新ほど、國際法が、國內法に強い影響を興えた國家は他にないように思われる。明治の初年においては、日本人は國際法が國內法に優位する事實を知つていたわけであるが、同時に國際法が日本人に受容されるに當つては、東洋的な馴致と解釋が必要であつたことも了解される。

(註九) 格物窮理は、「大學」からの援用句で、朱子學の金科玉條であつた。朱子學については、最近の丸山眞男教授『日本政治思想史研究』一九五二年十二月は、有益な解明を與えている。

(註一〇) 尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』一九二五年第九章第二節第三項。

(註一一) 島崎藤村『夜明け前』第二部第二章及び七章。